

令和7年度 介護タクシーけやき事業計画

<<基本方針>>

要支援者、要介護者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対して可能な限り居宅や住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した生活や社会参加の促進に、交通手段の一つとして「安全」「安心」できるように社会貢献を目的とする。

<<基本目標>>

- ①安全運転を心がけ、真心を込めてサービスを提供します。
- ②運転技術や介護技術を磨き、利用者から「安全」「安心」が得られるように最善の努力をします。
- ③上記を基本目標とし、更なる営業努力をして、利用者の獲得を目指します。
- ④年間目標額=384,000円 毎月目標額=32,000円

<<事業内容>>

(1) 職員体制

中型自動車二種（介護福祉士）

(2) 営業日及び営業時間

- ・営業日 月～金曜日
- ・営業時間 午前8時30分～午後5時30分
※利用者の利用状況に応じて、営業時間以外にも対応可
- ・休業日 土曜日・日曜日・祝日・8月13日・12月31日～1月3日

(3) 営業区域

県内全域

(4) 利用者

- ①介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ②身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条にいう「身体障害者」
- ③①及び②のほか、肢体不自由、内部傷害(人工血液透析を受けている場合を含む)、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であつて、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(5) 利用者料金

A、ケア輸送サービスの運賃及び料金

- ①時間制運賃
・15分毎 1,170円
- ②運賃料金の割引
(ア)身体障害者 1割引
(イ)知的障害者 1割引
(ウ)精神障害者 1割引

B、介護輸送サービスの運賃及び料金

- ①距離制運賃 要介護1以上の方利用
片道「107単位」介護保険一割負担で3kmまで300円で1km増すごとに100円加算になります。

(6) 運賃料金の適応方法

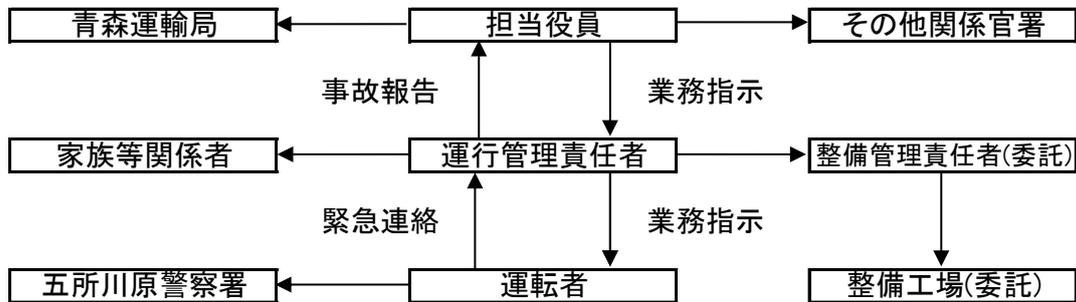
(ア)時間制運賃

- ①時間制運賃は、営業所等を出発し、旅客の運送を修了するまでの実拘束時間に応じた運賃とする。
- ②時間制運賃は、15分単位とし、15分未満の単数が生じた場合は切り上げるものとする。

(イ)運賃料金の割引

- ①身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法(昭和24・12・26付け)第15条に基づく身体障害者手帳、又は療育手帳制度(昭和49・9・27付け厚生事務次官通知)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けたもので該当手帳を提示した時に適応する。
- ②割引の対象運賃は身体障害者、知的障害者、精神障害者自身が乗車した区間の運賃とする。
- ③運賃料金の額は、(ア)により算出された額に0.9を乗じ、10円未満の単数を切り捨てた額とする。

(7) 緊急連絡体制

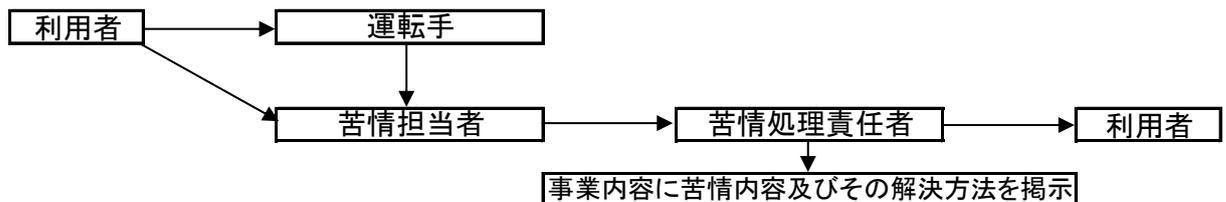


(8) 緊急時の協力体制

- ①医療法人白生会 白生会クリニック
 理事長 百田 行雅
 住 所 五所川原市中平井町142-1
 電 話 0173-34-6111
- ②損害保険ジャパン日本興亜株式会社 西北五代理店
 担当者 加藤 重雄
 住 所 五所川原市中平井町142-1
 電 話 0173-34-6111
- ③(有) 安田自動車板金
 代表取締役 安田 博
 住 所 五所川原市大字広田字柳沼82-1
 電 話 0173-35-3358

(9) 苦情処理体制について

- ①苦情があった場合、サービス提供責任者が利用者(家族)に直ちに連絡を取り、事情を確認する。又は、直接訪問するなどして詳しく事情を把握する。担当者からも事情を確認する。
- ②処理結果については、管理者に報告するとともに、必要であると判断した場合は、関係機関を含めて検討会議を行う。
- ③検討の結果、速やかに具体的な対応を打ち出し、記録を台帳に保管して、再発防止に役立てる。



※電 話 080-1802-0584
 ※ F A X 0173-33-0661

(10) 車両整備体制について

委託 (有) 安田自動車板金
整備管理責任者 安田 博
住所 五所川原市大字広田字柳沼82-1
電話 0173-35-3358

(11) 年間行事等について

実施月	項目等	内 容	備 考
4 月	任意保険	損保ジャパン日本興亜(株)	西北五代理店
5 月			
6 月			
8 月			
9 月	車検	(有) 安田自動車板金	
10 月			
11 月	健康診断	・医療機関にて実施	
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			

※毎年5月まで「旅客自動車運送事業等報告規則」に基づき、「一般乗用旅客自動車運送事業営業報告書」を青森運輸支局へ提出。

※毎年5月まで「旅客自動車運送事業等報告規則」に基づき、「移動円滑化実績等報告書」を青森運輸支局へ提出。